

公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、複数の市町村が共同で行う研修事業に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、複数の市町村が職員の資質の向上を図ることを目的として、共同で行う研修事業（以下「地域別研修事業」という。）とする。

2 助成対象者は、複数の市町村が共同で組織する団体（以下「助成対象団体」という。）とする。

(対象研修区分)

第2条の2 助成金の交付の対象となる研修は、研修内容を指定しない「一般研修」及び理事長が研修内容を指定する「指定研修」の2区分とする。

(指定研修の内容通知)

第2条の3 前条の「指定研修」の内容は、前年度末までに市町村長に通知するものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、地域別研修事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 講師謝金及び交通費相当額
- (2) 講師との打合せに要する助成対象団体の事務局職員の旅費
- (3) 研修に係るテキスト代
- (4) 研修の用に供するための消耗品費
- (5) その他研修を実施するにあたって必要と認められる経費

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般研修 1助成対象団体につき50万円を限度とする。
- (2) 指定研修 1講座につき30万円を限度とする。

2 助成の回数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般研修 前項に定める助成金の限度額に達するまで何回でも助成することができるものとする。
 - (2) 指定研修 当該年度の各指定研修につき各1回を限度として助成することができるものとする。
- 3 前条第2号の旅費の額は、当該市町村職員等の旅費に関する条例に基づいて算出した額とする。
- 4 助成金の額は、当該地域別研修事業が他の補助金の交付を受けている場合にあっては、その額を助成対象経費から除いた額を基に算定する。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請は、事業実施日の3週間前までに第1号様式の申請書により行わなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定するものとする。

(助成金の交付等)

第7条 理事長は、前条により交付すべき助成金の額を決定したときは、その決定の内容を第2号様式により速やかに申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し)

第8条 理事長は、助成対象団体が助成金を当該地域別研修事業以外の用に供したとき、及び助成金の決定に付した条件又は理事長の指示に違反したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項により、当該助成金の全部又は一部を取り消したときは、第3号様式により、その内容を通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 理事長は前条により、助成金の全部又は一部を取り消した場合においては、既に助成金が交付されているときは、当該取消しに係る部分に関し、助成金の返還を求めるものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、その事業が終了したときは、第4号様式の報告書に、次に掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する助成金から適用する。

附 則（平成20年2月25日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する助成金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 様

名 称

申請者

代表者氏名

印

年度公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 助成事業の目的

2 交付申請額

円

3 関係書類

(1) 地域別研修事業に係る事業計画書（別紙1）

(2) 地域別研修事業に係る収支予算書（別紙2）

【振込先】

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
口座番号	普通 No. 当座	
名義人 (カタカナで記入)		

第1号様式（別紙1）

事業計画書

科目（テーマ）		
研修内容		
研修の期間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
研修会場		
対象者	参加団体 （参加人数）	
	職位等	
講師	所属・職	
	氏名	
	住所	
	電話番号	

（注） 参加団体（参加人数）は、市町村別に記載してください。

第1号様式（別紙2）

収支予算書

収入の部

項目	予算額	内訳
振興協会助成金		
その他補助金		
参加市町村負担金		
その他		
合計		

支出の部

項目	予算額	内訳
講師謝金		
講師交通費相当額		
事務局職員旅費		
テキスト代		
消耗品費		
その他		
合計		

- (注) 1 収入の内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載してください。
2 支出のその他には助成対象外経費も記載してください。

第2号様式（第6条関係）

助成金交付決定通知書

神振第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長

年 月 日付けで申請のありました公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金については、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 助成の条件
 - (1) この助成金の対象となる事業は 年 月 日付け助成金交付申請書記載のとおりとします。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けてください。
 - (3) 公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金交付要綱の定めに従ってください。
 - (4) この助成金を他の用途に使用し、あるいは助成金の決定に付した条件又は理事長の指示に違反したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 3 この助成金に係る実績報告は、実績報告書に次の書類を添えて事業終了後速やかに理事長に提出してください。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書

第3号様式（第8条関係）

助成金交付決定取消通知書

年 月 日

名 称
代表者氏名 様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長

年 月 日付け 神振第 号で交付決定しました公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金に係る交付決定の内容を次のとおり（一部）取消しましたので通知します。

事業内容		
	取消前	取消後

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長に異議申し立てをすることができます。

第4号様式（第10条関係）

実 績 報 告 書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 様

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付け 神振第 号で通知のありました公益財団法人神奈川県市町村振興協会地域別研修助成金に係る助成事業の実績を次のとおり報告します。

1 事業実績書

別紙1のとおり

2 収支決算書

別紙2のとおり

第4号様式（別紙1）

事業実績書

科目（テーマ）		
研修内容		
研修の期間		年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
研修会場		
対象者	参加団体 （参加人数）	
	職位等	
講師	所属・職	
	氏名	
	住所	
	電話番号	

（注） 参加団体（参加人数）は、市町村別に記載してください。

第4号様式（別紙2）

収 支 決 算 書

収入の部

項 目	決 算 額	内 訳
振興協会助成金		
その他補助金		
参加市町村負担金		
そ の 他		
合 計		

支出の部

項 目	決 算 額	内 訳
講 師 謝 金		
講 師 交 通 費		
事務局職員旅費		
消 耗 品 費		
そ の 他		
合 計		

第4号様式（別紙3）

（領収書貼り付け箇所）

（注）助成金を上回る分の領収書についても差支えがないものは添付してください。